

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

4 騒音公害闘争

大阪空港公害訴訟の最高裁判決

大阪空港公害訴訟は、大阪空港に離着陸する航空機の騒音、振動等によって被害を受けた住民約三〇〇人が、空港の設置管理者である国を被告として提起したものである。控訴審の大阪高裁は、一九七五年十一月、原告住民の要求をいれて、(1)午後九時から翌朝七時までの夜間飛行の差止め請求を認める、(2)過去の精神的苦痛にたいする損害賠償請求を認める、(3)将来の損害賠償請求も認める、との原告全面勝訴の画期的な判決を下した。これにたいして上告審の最高裁は、異例にも三回も口頭弁論を開いたうえ、一九八一年一月一六日、公害裁判として初めての最高裁判決を言い渡した。その内容は、(1)夜間飛行の差止め請求は、運輸大臣の航空行政権の行使の発動を求めることになり、許されないので、訴えを却下する、(2)過去の損害賠償は、原審の大阪高裁が認めたとおりに認める、(3)将来の損害賠償請求については訴えを却下する、というものであった。

被害住民の悲願であった夜間飛行の差止め請求を認めなかったことは、国民の司法にたいする信頼を完全に裏切り、時代の動きに逆行するものとして批判された。マスコミも、こぞって、この判決が行政の優位を容認して、国民の権利救済という司法の役割を放棄したという批判を投げかけた。また、差止め請求を却下した判決の理由にしても、少数意見の四人の裁判官から厳しく批判されたように、法律論として、およそ説得力を欠くものであった。

しかし、他方で、この判決が、大阪空港のもつ重大な欠陥を指摘して、国の損害賠償請求を認めた点は、公共的要請の高い公共事業であっても、公害を発生することは許されないとしたものである。いいかえれば、四大公害裁判をはじめとする下級審が築いてきた判例の流れを確認し、発展させたものであって、他の公害事件にも大きな影響を与えるものとして評価された。

なお、この判決の出た当日と翌日におこなわれた被害住民と運輸省との直接交渉において、運輸大臣をはじめとする運輸省側は、(1)この判決後も午後九時からの夜間飛行禁止措置は原則として変更しない、(2)発生源対策、周辺対策に関する住民の緊急要求については、訴訟団、弁護団と継続的に交渉をもつ、と約束した。また、大阪地裁に係属中の第四次訴訟(原告約三六〇〇人)については、第一回口頭弁論が一九八二年七月一四日におこなわれて審理が進行しはじめたが、原告側は、従前どおり差止め請求をかかげ、裁判官の良心を問うとした。

横田基地公害訴訟の判決

横田基地公害訴訟は、在日米軍横田基地での米軍機による騒音、振動等に苦しむ住民が、午後九時から翌朝七時までの夜間飛行の差止め請求と損害賠償請求を国にたいして求めたものである

が、大阪空港の最高裁判決に先立つ一九八一年七月一三日、東京地裁八王子支部で判決が下された。その内容は、夜間飛行の差止め請求にたいしては、「横田基地の管理運営は地位協定にもとづいて、いっさい米軍に委ねられており、国にはその権限がない」などの理由で、訴えを却下したが、他方で、横田基地の設置管理は違法として被告国に損害賠償責任を認めた。損害額をきわめて低く押さえるという不十分さは残しながら、米軍基地による被害住民に一定の救済の道を開いたことは、大きな意義をもつものとして評価された。

さらに、一九八二年七月二一日、横田基地周辺の住民六〇四人が原告となって、東京地裁八王子支部に第三次訴訟を提起したが、これで第一次から第三次訴訟までの原告総数は七五六人となった。

その他の騒音公害闘争

騒音を主な原因とする公害事件が多発しているため、騒音公害訴訟も目白押しに並んでいる。その主なものはつぎのとおりである。

空港・基地関係では、大阪空港、横田基地のほか、福岡空港(福岡地裁に係属)、新潟空港(東京高裁で一九八一年一二月二一日、訴却下の一審判決を支持する判決言渡し)、小松基地(金沢地裁に係属)、厚木基地(横浜地裁に係属、一九八一年六月一七日結審)、沖縄嘉手納基地(那覇地裁沖縄支部に一九八二年二月二六日提訴)など。

新幹線・鉄道関係では、名古屋新幹線(名古屋地裁で一九八〇年九月一一日、差止め請求については棄却、過去の損害賠償請求については、ほぼ全額認容の判決が下され、その後名古屋高裁に係属)、東北新幹線(東京地裁に係属)、横浜新貨物線(横浜地裁で一九八一年八月一〇日、和解協定書調印)など。

道路関係では、神戸国道四三号線(神戸地裁に係属)、西名阪道路(奈良地裁に係属)、大阪西淀川(大阪地裁に係属)など。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
